

(取扱注意)
(添付 2)

事務連絡
令和6年3月25日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

「SAFE コンソーシアム」への「SAFE 推進アドバイザー団体」としての御参画
について（依頼）

平素から安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働力の高齢化、産業構造の変化、働き方の多様化等を背景として増加が続く労働災害に歯止めをかけるため、労使のみならず、労働者を巡る全てのステークホルダーが一丸となって安全衛生水準の向上に取り組む機運を醸成すること等を目的として、「従業員の幸せのための Safer Action for Employees (SAFE) コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」といいます。）を設立しました。

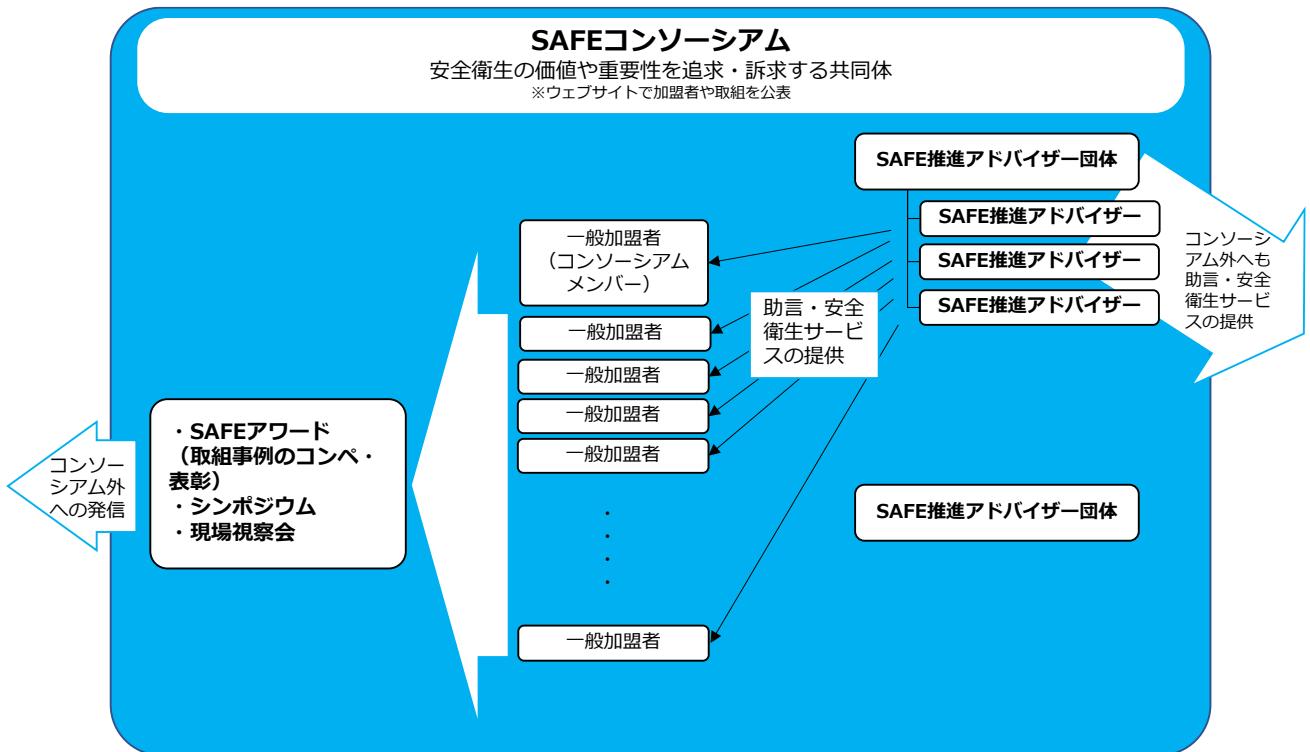
コンソーシアムには、労働者を使用する事業者だけでなく、安全衛生水準の向上に取り組む全ての団体等がメンバーとして参画いただくことができるとしており、メンバーによる取組の表彰やコンソーシアム内外への周知、シンポジウムの開催等を通じて安全衛生の価値や重要性を追求・訴求していくことで、社会全体における取組の促進を図ることとしていますが、その際には実効ある取組が進むよう、安全衛生に係る専門家の団体（厚生労働省が定めた基準を満たす者）を、コンソーシアムにおける「SAFE 推進アドバイザー団体」とさせていただき、その会員や構成員に、「SAFE 推進アドバイザー」の名称を使用していただきながら、コンソーシアム内外の事業者等への助言等を行っていただく仕組みを考えております。

つきましては、貴会には是非「SAFE 推進アドバイザー団体」としての御参画をお願いいたします。（団体の要件及び概念図は別紙参考を御参照ください。）

1 SAFE 推進アドバイザー団体の要件について

- (1) 直接的又は間接的に労働者の安全衛生の水準の向上のための活動を行う社団であること。
- (2) 上記(1)の活動について、相当程度実績があると認められること。

2 SAFE コンソーシアム (SAFE 推進アドバイザー団体) の概念図



3 SAFE コンソーシアムウェブサイトにおける SAFE 推進アドバイザー団体・SAFE 推進アドバイザーの掲示案は別添のとおりです。

(担当)

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課 澤田、松河

TEL 03-5253-1111(5256)

E-mail sawata-atsuki@mhlw.go.jp

matsukawa-shougo.yi6@mhlw.go.jp